



2019年11月19日

各 位

会社名 ローム株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤原 忠信
(コード番号：6963、東証第一部)
問合せ先責任者 取締役 上席執行役員 財務担当 兼
経理本部長 上原 邦生
(TEL. 075-311-2121)

2024年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債 の発行条件等の決定に関するお知らせ

当社は、2019年11月19日開催の取締役会において決議いたしました2024年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)の発行に関し、発行条件等を決定いたしましたので、既に決定済みの事項とともに、下記のとおりお知らせいたします。

記

新株予約権に関する事項

| | |
|--|-----------------|
| (1) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 本社債の額面金額と同額とする。 |
| (2) 転換価額 | 13,593円 |
| (ご参考) | |
| 発行条件決定日(2019年11月19日)における株価等の状況 | |
| イ. 東京証券取引所における株価(終値) | 8,770円 |
| ロ. アップ率 | |
| $[(\text{転換価額}) / (\text{株価(終値)}) - 1] \times 100$ | 54.99% |

本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(ご参考)2024年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の概要

- | | | |
|-----|-------------------------|--|
| (1) | 社債の総額 | 400億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額の合計額 |
| (2) | 発行決議日 | 2019年11月19日 |
| (3) | 新株予約権の割当日及び社債の払込期日(発行日) | 2019年12月5日(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。) |
| (4) | 新株予約権を行使することができる期間 | 2019年12月19日から2024年11月21日まで(新株予約権の行使のために本社債が預託された場所における現地時間)とする。但し、①本新株予約権の行使に係る預託に伴う本新株予約権付社債の取得又は当社の判断による残存する本新株予約権付社債の取得がなされる場合は、本社債が消却される時まで、②クリーンアップ条項又は税制変更による繰上償還の規定に基づく本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、税制変更による本社債の繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権及び本新株予約権の行使に係る預託に伴う本新株予約権付社債の取得に係る行使取得日が償還日の東京における2営業日前の日(同日を含む。))から償還日(同日を含まない。))までの間の日となる本社債に係る本新株予約権を除く。)、③組織再編等、上場廃止等又はスクイズアウトによる本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、本新株予約権の行使に係る預託に伴う本新株予約権付社債の取得に係る行使取得日が償還日の東京における3営業日前の日より後の日となる本社債に係る本新株予約権を除く。)、④本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また⑤本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2024年11月21日(新株予約権の行使のために本社債が預託された場所における現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。 上記にかかわらず、本新株予約権の行使に係る預託に伴う本新株予約権付社債の取得の場合には、預託日(同日を含まない。))から本新株予約権の行使に係る預託に伴う本新株予約権付社債の取得に係る行使取得日(同日を含む。))までの間は、本新株予約権の行使に係る預託の対象となる当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権を行使することはできない。さ |

本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

らに、当社の判断による残存する本新株予約権付社債の取得の場合には、2024年9月5日(同日を含まない。)から取得期日(同日を含む。)までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、①預託日が2024年9月5日(同日を含む。)までの日であるときは、組織再編等の効力発生日の直前の東京における営業日の前日から起算して35暦日前の日以降の日に開始し、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する当社が指定する期間中、又は②預託日が2024年9月6日(同日を含む。)以降の日であるときは、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

さらに、預託日が2024年9月5日(同日を含む。)までの日である場合には、①クリーンアップ条項若しくは税制変更による繰上償還の規定に従って償還通知がなされたときは、償還日の東京における3営業日前の日から起算して35暦日前の日(同日を含む。)から償還日(同日を含む。)までの間(但し、税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)又は②組織再編等、上場廃止等若しくはスクイズアウトによる繰上償還の規定に従って償還通知がなされたときは、当該償還通知がなされた日のロンドン及び東京における3営業日後の日(同日を含まない。)から償還日(同日を含む。)までの間は、本新株予約権を行使することはできない。

また、預託日が2024年9月6日(同日を含む。)以降の日である場合には、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)(同日を含む。)

本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(5) 償還期限

2024年12月5日

(6) 潜在株式による希薄化情報

本新株予約権付社債の発行により、2019年9月30日現在の発行済株式総数(自己株式を除く)に対する潜在株式数の比率は2.82%になる見込みです。

(注)潜在株式数の比率は、本新株予約権が全て当初転換価額で行使された場合に、新たに発行される株式数を直近の発行済株式総数(自己株式を除く)で除した数値であります。なお、本日付け当社プレスリリース「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)」記載のとおり、自己株式の取得を予定しておりますので、上記潜在株式数の比率は変動する可能性があります。

※ 詳細は、2019年11月19日付け当社プレスリリース「2024年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。